



30 高防砂第 304 号

高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記について諮問します。

平成 30 年 9 月 11 日

高知県知事 尾崎 正直



記

1 個人情報の本人収集の原則の例外に関する事項

下表を、条例第 8 条第 4 項第 7 号に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

番号	担当課室	事務の名称	収集先
1	防災砂防課	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の周知に関する事務	市町村

# 個人情報の本人収集の原則の例外に関する調査票

(条例第8条第4項第7号)

平成30年9月10日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	土木部防災砂防課
個人情報取扱事務の名称	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の周知に関する事務
個人情報を収集する目的及び理由	<p>土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害防止法に基づき行った調査の結果と区域指定後の財産権の制限等について、当該地域にお住まいの方及び土地の所有者に対し、十分な説明を行う必要があるため。</p> <p>土砂災害の危険性をお知らせすることで、住民等の的確な避難行動などに結びつけ、生命・身体の保護に繋げることを目的とする。</p>
個人情報を収集する根拠法令等	なし
収集する個人情報の内容	住民及び土地の所有者の氏名・住所
収集先	市町村
本人以外から収集する理由又は必要性等	<p>土砂災害防止法は、県及び市町村が保有する土砂災害の危険箇所や避難方法・場所等の必要な情報をお知らせし、異常気象時に発表される気象情報や避難情報をもとに地域や個人が適切な避難行動に結びつけ減災することを目的としている。</p> <p>また県及び市町村は、住民が土砂災害に対して適切に対応できるよう、土砂災害に関する必要な情報を、必要な方に、正確に届けるよう、最大限の「知らせる努力」も求められている。</p> <p>そこで、土砂災害に関する必要な情報をお住まいの方及び土地の所有者に対して直接説明し周知するため、各市町村がもつ個人情報が必要となる。</p>

# 土砂災害防止法の概要

土砂災害防止法※とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

※正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

## 土砂災害防止対策基本指針の作成【国土交通省】

- ・土砂災害防止対策の基本的事項
- ・基礎調査の実施指針
- ・土砂災害警戒区域等の指定指針 等

## 基礎調査の実施

渓流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況について調査



## 基礎調査の実施【都道府県】

- ・区域指定及び土砂災害防止対策に必要な調査を実施

## 区域の指定

基礎調査に基づき、土砂災害のおそれのある区域等を指定

## 土砂災害警戒区域の指定【都道府県】 (土砂災害のおそれがある区域)

- 情報伝達、警戒避難体制等の整備【市町村等】

## <警戒避難体制>

- ・市町村地域防災計画  
(災害対策基本法)

## 土砂災害特別警戒区域の指定【都道府県】 (建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域)

- 特定開発行為に対する許可制  
対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制
- 建築物の移転等の勧告

## <建築物の構造規制>

- ・居室を有する建築物の構造耐力に関する基準の設定  
(建築基準法)

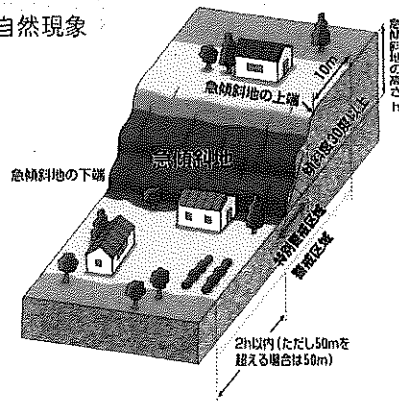
## <移転支援>

- ・住宅金融支援機構融資等

# 土砂災害の種類

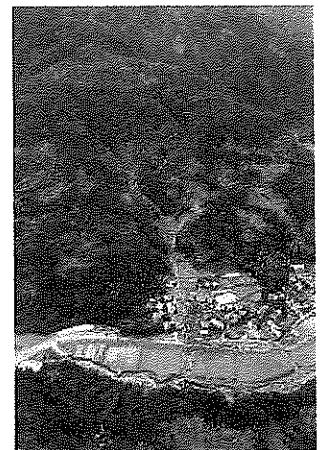
## 急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



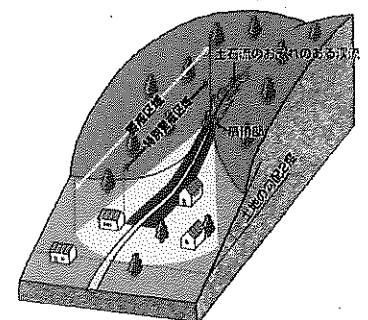
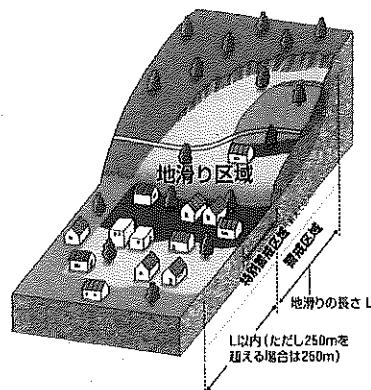
## 土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が一体となって流下する自然現象



## 地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



# 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

## 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

## 土砂災害特別警戒区域

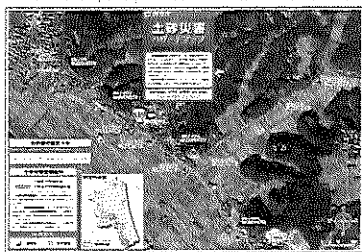
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

### 警戒区域では

#### 警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます。

【市町村等】

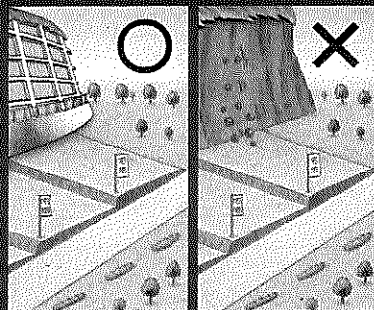


土砂災害ハザードマップの作成・配布  
(茨城県銚田市)

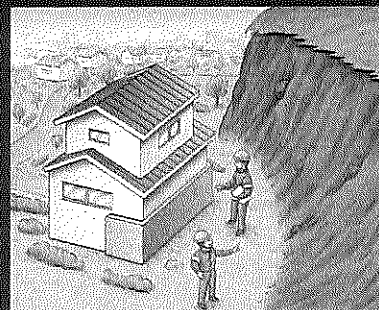


住民による土砂災害ハザードマップ確認状況  
(鹿児島県垂水市)

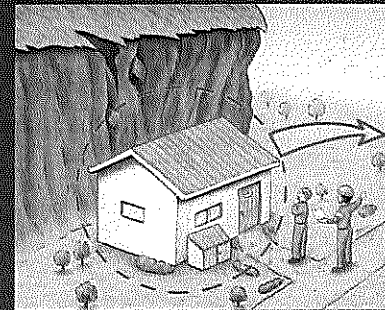
### 特別警戒区域ではさらに



特定開発行為に対する許可制  
住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。  
【都道府県】



建築物の構造規制  
居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。  
【都道府県または市町村】



建築物の移転等の勧告  
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が区別されます。  
移転等については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられます。  
【都道府県】